



令和7年12月3日  
近畿運輸局自動車監査指導部  
(貨物担当)

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月3日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	大阪南	3両×20日	和歌山	高野	1両×110日
大阪	浪速	3両×20日	和歌山	白浜	1両×60日
大阪	大阪旭	5両×18日 1両×20日	和歌山	本宮	1両×60日
兵庫	明石	3両×20日	和歌山	龍神	1両×60日
奈良	曾爾	1両×84日			

#### 3. 処分日

令和7年12月3日（水）

##### 【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448